

非常変災時における 臨時休業措置等の判断基準

1、高槻市に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」のいずれかが発令された 《学校がある日》

発生時	警報	学校の対応 (高槻市)	事業所の対応	
			開所の基準	送迎について
登校前	【午前7時現在】 いずれかの警報が発令された	自宅待機	—	—
	【午前9時まで】 全ての警報が解除された	登校 ※午前中授業 給食なし	施設内や交通の安全を確認した上で、午後より開所します	<ul style="list-style-type: none"> • お子様は学校から一旦帰宅してください • 昼食後に事業所より自宅へお迎えに伺います
	【午前9時現在】 いずれかの警報が発令された	臨時休業	施設内や交通の安全を確認した上で、午後より開所します	<ul style="list-style-type: none"> • 昼食後、保護者より送迎をお願いします • 来所後、警報が解除された場合は、事業所よりお送りします
登校後	いずれかの警報が発令された	安全を確認した上で下校 ※下校が危険と判断する場合は学校で待機する	施設内や交通の安全を確認した上で、午後より開所します	<ul style="list-style-type: none"> • 学校へのお迎え、また事業所からの帰宅は、保護者の送迎をお願いします • 来所後、警報が解除された場合は事業所よりお送りします
来所後	いずれかの警報が発令された	—	安全を確認した上で開所します ※早めの帰宅が安全との判断される場合は、時間を変更して閉所します	<ul style="list-style-type: none"> • 帰宅は保護者による送迎をお願いします

※学校の対応は、令和5年7月時点、高槻市HPより

《土曜日、祝日、長期休暇中》

発生時	警報	事業所の対応	
		開所の基準	送迎について
開所前	【午前9時現在】 いずれかの警報が発令された	施設内や交通の安全を確認した上で、開所します ※交通や天候などの状況により開所時間が変更になる場合がございます	<ul style="list-style-type: none"> • 事業所への送迎は、保護者にてお願いします。 • 来所後、警報が解除された場合は事業所よりお送りします
	【午前9時まで】 全ての警報が解除された	施設内や交通の安全を確認した上で、開所します ※交通や天候などの状況により開所時間が変更になる場合がございます	<ul style="list-style-type: none"> • 通常通り、事業所より送迎します
来所後	いずれかの警報が発令された	安全を確認した上で開所します ※早めの帰宅が安全との判断される場合は、時間を変更して閉所します	<ul style="list-style-type: none"> • 帰宅は保護者による送迎をお願いします

2、高槻市に、地震が発生した場合

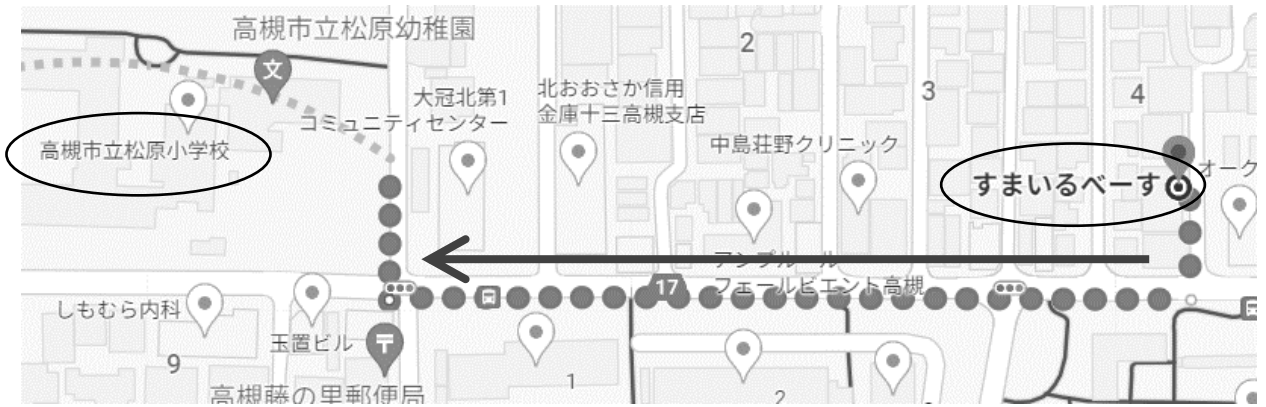
発生時	震度	学校の対応 (高槻市)	事業所の対応	
			開所の基準	送迎について
登校前	震度 5 弱以上	臨時休業	臨時休業	—
	震度 4 以下	原則 通常通り	施設内や交通の安全を確認した上で、開所します	通常通り、事業所より送迎します
登校後	震度 5 弱以上	下校	臨時休業	—
	震度 4 以下	原則 通常通り	施設内や交通の安全を確認した上で、開所します	通常通り、事業所より送迎します
来所後	震度 5 弱以上	—	時間を変更して閉所します	帰宅は保護者による送迎をお願いします
	震度 4 以下	—	施設内や交通の安全を確認した上で、開所します	通常通り、事業所より送迎します

※休日の開所基準は、「登校前」と同じとします

開所時間中に震度 5 弱以上の地震があり、避難が必要な場合

【すまいるベース指定避難場所】

松原小学校：大阪府高槻市沢良木町18-1



3、以下の場合、臨時休業いたします

発生時	災害	事業所の対応	送迎について
		平日・休日（土・祝・長期休暇）共通	
開所前	高槻市に「特別警報」が発表された	臨時休業	—
	高槻市に震度 5 弱以上の地震が発生した	臨時休業	—
来所後	高槻市に「特別警報」が発表された	時間を変更して閉所します	帰宅は保護者による送迎をお願いします
	高槻市に震度 5 弱以上の地震が発生した	時間を変更して閉所します	帰宅は保護者による送迎をお願いします

※交通や天候の状況などにより、職員の出勤が難しいと判断する場合、臨時休業する場合がございます

非常変災時における 保護者との連絡方法について

連絡方法の優先順位

- ①電話
- ②メール
- ③ホームページ、SNS（インスタグラム）への掲載
- ④災害用伝言ダイヤル「171」

①電話

※緊急を要する時はお電話いたします

お迎え要請（震度5弱以上の地震、来所中に警報が発令）、台風などによる開所時間の変更など

※お電話が通じた方は、状況次第で、その後の連絡は、メールやHPなどで確認していただく事がございます

②メール

お電話にて緊急連絡後、臨時休業、開所時刻の決定時などは、メールでご連絡いたします。

③HP・インスタグラム

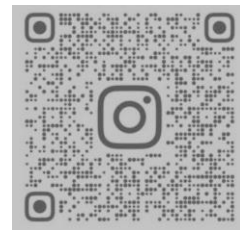
※臨時休業、開所時間の変更等はHPやSNSにも掲載いたします

《ホームページ》



「お知らせ」ページ
をご確認ください

《インスタグラム》



ストーリーズを
ご確認ください

④災害用伝言ダイヤル《171》

伝言が複数ある場合は、
全てご確認をお願いします

《使い方》※「」内はガイダンス、および録音内容です

①『171』へ電話をかける。（一般電話・携帯電話可）

「こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1（いち）、再生される方は2（に）、暗証番号を利用される方は3（さん）、暗証番号を利用する再生は4（よん）をダイヤルして下さい。」

②『2』を押す

「被災地の方はご自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。被災地域以外の方は連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。」

③すまいるべーすの電話番号『0726712150』を押す

「電話番号0726712150の伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の1（いち）のあと#（シャープ）を押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。」

④『1#』を押し、伝言を再生する

「新しい伝言からお伝えします。伝言を繰り返すときは数字の8（はち）のあと#（シャープ）を、次の伝言に移る時は9（きゅう）のあと#（シャープ）を押して下さい。」

⑤伝言が再生されるのでお聞きください

（例）“すまいるべーすです。子ども達は全員無事に松原小学校へ避難しました。落ち着き次第新しい伝言を録音します。”

⑥電話を切ってください